

# 留萌市工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

令和5年12月1日

留萌市

工場立地法運営例規類集2-2-3②に基づき、現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更する際、工場立地に関する準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準を以下のとおり定める。

## 1 対象となる工場等

本ガイドラインの対象となる工場等（以下「対象工場」という。）は本市に現に立地している工場等のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定工場（新設は除く）、若しくは工場等のうち増改築等により新たに特定工場となるもの。
- (2) 生産施設の面積を増加させるもの。
- (3) 工場敷地内に未利用部分が無いこと。

## 2 敷地外緑地等の要件

本ガイドラインで示す敷地外緑地等とは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象工場の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により、実質的に緑地等に係る準則が満たされること。
- (2) 敷地外緑地等の整備が、対象工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められること。

## 3 敷地外緑地等の形態

- (1) 敷地外緑地等は、次のいずれかに設置されるものであること。

ア 自社所有地

イ 借地

ウ 市が指定する都市公園

- (2) 敷地外緑地等の設置範囲は、工場敷地の外周から2kmの範囲内に当

該敷地外緑地等の一部を含むこととし、かつ、本市の区域内に限る。

(3) 敷地外緑地等の管理方法は、次のとおりとする。

ア 樹木の剪定や除草等が行われ、適切に維持管理されていること。

イ 市が指定する都市公園に敷地外緑地を設置する場合には、市と設置者が協定を締結し、当該協定に基づき設置者において管理費用相当額を負担すること。なお、管理費用相当額の算出は次のとおりとする。

市が算出した管理費用相当額を単価として、それに「設置する敷地外緑地等の面積」を乗じた金額

4 「相当規模の緑地等」の試算方法

次の数式により算出された緑地面積率等が、準則で示す「緑地等の面積に対する割合」以上となる場合には、相当規模の緑地等と認めることができる。なお、生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。

$$\text{緑地面積率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}$$

6 その他

(1) 敷地外緑地等は、複数の場所に設置することができる。

(2) 敷地外緑地等の一部又は全部を重複緑地とすることができる。ただし、重複緑地として認められる面積の上限は、工場敷地の緑地も含む緑地全体の面積の25%以内とする。

(3) 敷地外緑地等の設置後も、準則第4条に基づく工場等の敷地周知部に緑地等が配置された状態となるよう最大限努めることとする。

(4) 敷地外緑地等の配置に当たり、本ガイドラインに基づく手続きの他、必要に応じ、別途、他法令に基づく手続き等を行うこと。

(5) 敷地外緑地の設置は、事前相談を必須とし、別記様式による届出を行うこと。